

サービス付き高齢者住宅入居時

家財処分料も支給対象に

生活保護制度が一部改善され、サービス付き高齢者住宅に入居する際の家財処分費用が新たに支給対象になりました。日本共産党福井県委員会が実情に応じた対応を国や県に要望していたものであります。昨年7月の要望交渉では厚生労働省の担当者が「実態をふまえて、自

生活保護

党福井県委の要望で改善

治体と検討する」として設立、職業能力開発校又は社会福祉施設等に入院又は「入所」する場合に限らから実施されました。これまで生活保護制度で支給対象となる家財処分料は「借家等に居住する単身の被保護者が医療機関、介護老人保健施

塞などを患つて入院し、自宅に戻れないままサービス付き高齢者住宅に入居するケースなどがあり、制度の不備が明らかになっていました。

日本共産党の佐藤正雄県議は「民医連の医療機関から鈴木正樹市議と私に相談があり、制度の不備が明らかになりました。福井県庁や厚生労働省に働きかけての改善が明確になりました。福井県議員団もふくめ、現場の声を政治にとっています。しかし、最近、サービス付き高齢者住宅に入所する場合が急増しています。党への生活相談では、重い脳梗